

西宮市立学校の校務改善推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立学校における校務の改善を推進し、もって教職員の負担軽減と子供と向きあう時間の確保を図るため、西宮市立学校の校務改善推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、別表に定める職員及び教員を委員長、副委員長及び委員として構成する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 正規の勤務時間外に及ぶ校務の削減に関すること。
- (2) 校務の情報化の推進に関すること。
- (3) 学校マネジメントの支援及び校内組織の改善に関すること。
- (4) 事務局が招集する会議等の精選に関すること。
- (5) 教職員研修の改善に関すること。
- (6) 校務改善方法の研究と実践に関すること。
- (7) その他委員長が校務の改善につながると認める事項

(招集)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じてその都度招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に要領で定める。

(報告)

第6条 委員長は、第3条各号に掲げる事務の調査及び検討の内容及び結果を必要に応じて、教育長及び教育委員会に報告することとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会教育総括室教育職員課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

別表

委員長	副委員長	委員
学校教育部長	教育委員会参与（人事担当）	教育職員課長 教育総務課長 学校管理課長 学事課長 学校教育課長 教育研修課長 教育研修課担当課長（学校情報化推進） 校務改善推進校校長（校務改善を推進している小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校のうち学校教育部長が指定する学校の校長） 3名以内